

臨時休業に関する規程

- (1) 午後2時以降、千葉県全域または千葉県北西部あるいは東葛飾地域に「暴風・大雨・洪水」の3警報、あるいは「大雪警報」が発令された場合には臨時休業とする。
- (2) 気象状況、地震、火災、交通機関の不通等により、生徒の安全な登校が困難であると校長が判断した場合には臨時休業とする。ただし、臨時休業の決定は原則として午後2時の時点かそれ以降とする。
- (3) 上記(1)の警報発令の場合には、混乱を避けるためテレビ・ラジオ等の報道をもって臨時休業の決定とし、生徒は各自確認する。上記(2)の場合には学校より生徒に電話で連絡する。